

議案第59号

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年守谷市条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月3日提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
59号	1

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年守谷市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

久保ヶ丘三丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された久保ヶ丘三丁目地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

別表第2に次のように加える。

久保ヶ丘三丁目地区整備計画区域	住宅A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 一戸建て専用住宅及びそれに付属する建築物
		1 寄宿舎、下宿 2 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500m ² を超えるもの 3 ホテル、旅館 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するものの 6 病院 7 公衆浴場 8 自動車教習所 9 単独車庫 10 畜舎（15m ² を超えるもの） 11 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50m ² 以内のもの（原動機の出力の合計が0.75KW以下のものに限る。）を除く。） 12 自動車修理工場 13 危険物の貯蔵又は処理に供するもの

別表第5に次のように加える。

久保ヶ丘三丁目地区整備計画区域	住宅A地区 住宅B地区	180m ²	
-----------------	----------------	-------------------	--

別表第6に次のように加える。

議案	頁数
59号	2

久保ヶ丘三丁目地区 整備計画区域	住宅A地区 住宅B地区	建築物の外壁等の後退距離は次のとおりとする(角地における角切り部分は除く) ① 道路境界線から 1. 2 m ② 1階の壁面線は隣地境界線から 1. 2 m ③ 2階の壁面線は北側隣地境界線から 3. 0 m	次の建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m以下の建築物の部分 2 建築物に付属する軒の高さが 2. 3 m以下で,かつ,床面積の合計が 5 m ² 以内の物置 3 軒の高さが 2. 3 m以下の自動車車庫
---------------------	----------------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案	頁 数
59号	3

提案理由（議案第59号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成28年3月24日に久保ヶ丘三丁目地区計画を都市計画決定したことから、この決定内容を条例において規定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願ひいたします。

議案	頁数
59号	4

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改 正	現 行								
<p>別表第1（第2条関係） 適用区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久保ヶ丘三丁目 <u>地区整備計画区域</u></td><td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された久保ヶ丘三丁目地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td></tr> </tbody> </table>	名称	区域	久保ヶ丘三丁目 <u>地区整備計画区域</u>	都市計画法第20条第1項の規定により告示された久保ヶ丘三丁目地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域	<p>別表第1（第2条関係） 適用区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	区域		
名称	区域								
久保ヶ丘三丁目 <u>地区整備計画区域</u>	都市計画法第20条第1項の規定により告示された久保ヶ丘三丁目地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域								
名称	区域								

別表第2 (第4条関係)

建築物の用途の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築してはならない建築物
<u>久保ヶ丘 三丁目地 区整備計 画区域</u>	<u>住宅A地 区</u>	<u>次に掲げる建築物以外の建築物 1 一戸建て専用住宅及びそれに付属 する建築物</u>
	<u>住宅B地 区</u>	<u>1 寄宿舎, 下宿 2 事務所, 店舗, 飲食店その他これ らに類する用途に供する部分の床面 積の合計が 500 m²を超えるもの 3 ホテル, 旅館 4 ボーリング場, スケート場, 水泳 場その他これらに類するもの 5 神社, 寺院, 教会その他これらに 類するもの 6 病院 7 公衆浴場 8 自動車教習所 9 単独車庫 10 畜舎 (15 m²を超えるもの)</u>

別表第2 (第4条関係)

建築物の用途の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築してはならない建築物

- 1 1 工場（パン屋, 米屋, 豆腐屋,
菓子屋その他これらに類する食品
製造業を営むもので, 作業場の床
面積の合計が 50 m²以内のもの
(原動機の出力の合計が 0.75K
W以下のものに限る。) を除く。)
- 1 2 自動車修理工場
- 1 3 危険物の貯蔵又は処理に供する
もの

別表第5 (第5条関係)

建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外
久保ヶ丘三丁目 地区整備計画区 域	住宅A地区 住宅B地区	180m ²	

別表第6 (第6条関係)

壁面の位置の制限

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	壁面位置の制限	適用の除外
久保ヶ丘 三丁目地 区整備計 画区域	住宅A地 区 住宅B地 区	建築物の外壁等の 後退距離は次のと おりとする(角地に おける角切り部分	次の建築物又は建 築物の部分 1 外壁又はこれ に代わる柱の中

別表第5 (第5条関係)

建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外

別表第6 (第6条関係)

壁面の位置の制限

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	壁面位置の制限	適用の除外

		<p><u>は除く)</u></p> <p>① <u>道路境界線から</u> <u>1. 2 m</u></p> <p>② <u>1階の壁面線は</u> <u>隣地境界線から</u> <u>1. 2 m</u></p> <p>③ <u>2階の壁面線は</u> <u>北側隣地境界線</u> <u>から3. 0 m</u></p>	<p><u>心線の長さの合</u> <u>計が3 m以下の</u> <u>建築物の部分</u></p> <p>2 <u>建築物に付属</u> <u>する軒の高さが</u> <u>2. 3 m以下で,</u> <u>かつ, 床面積の</u> <u>合計が5 m²以内</u> <u>の物置</u></p> <p>3 <u>軒の高さが</u> <u>2. 3 m以下の</u> <u>自動車車庫</u></p>	
--	--	---	---	--